



ヘイトスピーチとは何か

師岡 康子

目次

- 1. ヘイトスピーチとは何か
- 2. 憎悪のピラミッド
- 3. 表現の自由
- 4. 法規制を選んだ社会
- 5. 規制か表現の自由かではなく
- 6. まとめ



1. ヘイトスピーチとは何か

- 人種、国籍、思想、性別、障害、食用、外見への個人や集団からの
誹謗中傷、差別発言

→ ”**ヘイトクライム**”から派生

→ヘイトクライム：戦争による奴隷制度の名残から人種差別・
性的マイノリティへの**脅迫**や**暴力**

- ヘイトスピーチ：**法律**で規制
- ヘイトクライム：**刑法**で罰則



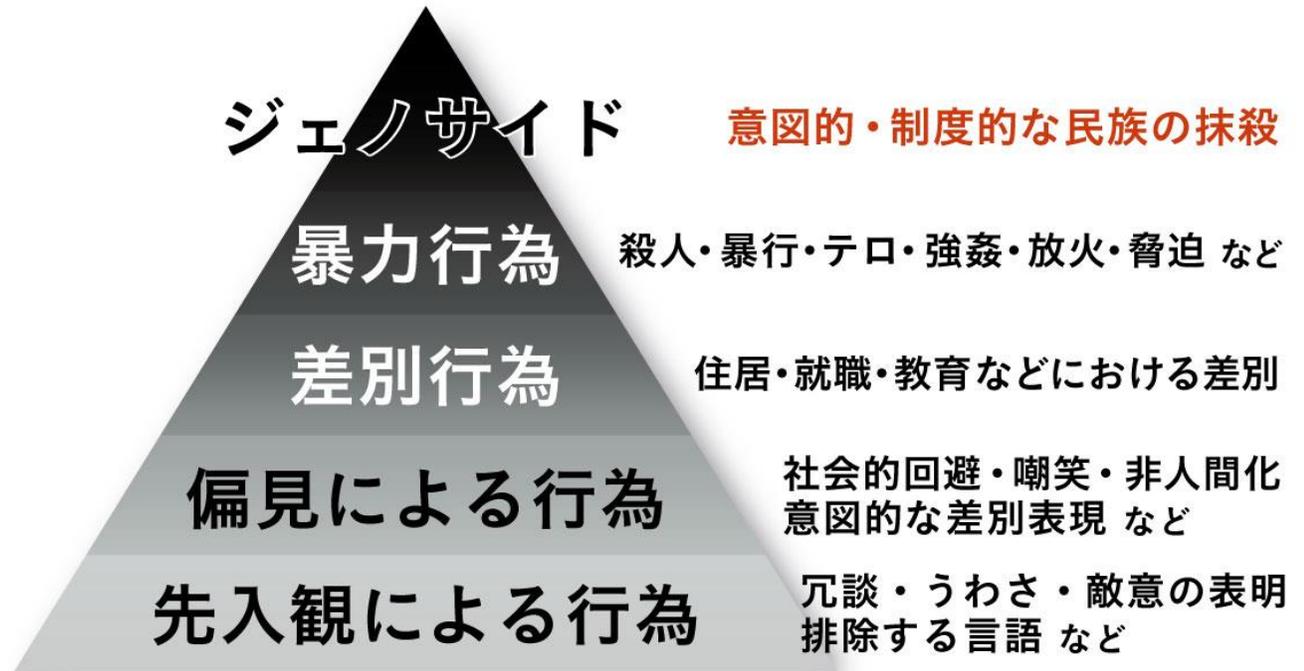
2. 憎悪のピラミッド

- ・ 憎悪のピラミッド
→先入観や偏見、差別行為がジェノサイドに変化する変遷
- ・ 「先入観による行為」は最も下位だが日々の何気ない差別的発言が意図の有無によらず**差別**へ変化の可能性大
- ・ **マイクロアグレッション**
(先入観による行為)

≠ 微細な攻撃
= **悪意なき差別**

憎悪のピラミッド

(出典: Anti-Defamation League)



3. 表現の自由

- ヘイトスピーチの規制への反対主張
→差別的表現、不快な表現の自由も保障...？



3. 表現の自由

- 例：朝鮮人

朝鮮人：幾世代も日本社会からの暴力・差別発言

→一瞬の言葉が苦痛や恐怖のフラッシュバックのトリガーに

- 差別再来の可能性への絶望→次世代の子供にも...



マイノリティの心身へ極めて深刻な害悪



4. 法規制を選んだ社会

- イギリス 
 - 差別禁止法・平等法人種関係法
 - ヘイトスピーチは刑事規制
- ドイツ 
 - 民衆煽動罪・ホロコースト否定罪
 - 一般平等待遇法(2000年)

STOP th
HATE

4. 法規制を選んだ社会

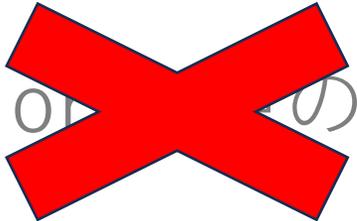
- カナダ 
 - 1982年憲法改正：人権憲章(15条)
 - 世界で初めての多文化主義宣言(27条)
 - 三段階のヘイトスピーチへの刑法規制

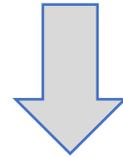


- オーストラリア 
 - 1975年：反人種差別法制定
 - タスマニア州を除きヘイトスピーチへ刑事規制
 - 規制目的は公共の秩序ではなく、**被害者の尊厳**

5. 規制か表現の自由かではなく

〈日本の真の思案すべき問題〉

法規制 or  の自由

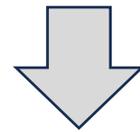


差別の合法を是認 or 差別を反省・改善

6. まとめ

◎表現の自由は非差別社会の創造に極めて重要

しかし、本来人権は「全ての人人間として**平等**」が前提
"平等でない自由は人権ではなく特権"



権利の乱用防止 + 差別禁止法制度



日本法制度の見直し + 先行各国の法制度研究



「法規制か表現の自由か」 → ✖

差別撤廃への取り組み → ○

ご清聴ありがとうございました